三 郷 市 業 務 委 託 契 約 約 款 （ 単 価 ）

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書（現場説明書等を含む。）及び図面に従い、契約を履行しなければならない。

（単価契約の特例）

第２条　受注者は、この契約の履行時期について仕様書等に具体的に明示されていないときは、発注者の指示に基づいて随時履行するものとする。

２　発注者及び受注者は、この契約において発注限度額を定めているときは、その額を超えて委託又は受託してはならない。

３　発注者の委託発注が、発注限度額に達しない場合でも受注者は異議なく業務を履行しなければならない。

４　請求金額に１円未満の端数が生じたときには、その端数金額は切り捨てるものとする。

（契約の保証）

第３条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。第４号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

⑴　契約保証金の納付

⑵　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

⑶　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証

⑷　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額（予定数量があるときは単価に予定数量を乗じた額とし、それ以外のときは発注限度額とする。以下同じ。）の１０分の１以上としなければならない。

３　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

（権利義務の譲渡等）

第４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

２　発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

（再委託等の禁止）

第５条　受注者は、委託業務（以下「業務」という。）の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（監督員）

第６条　発注者は、監督員を定めたときは、書面をもって受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

（現場責任者及び技術管理者）

第７条　受注者は、現場責任者及び技術管理者又はそのいずれかを定め、書面をもって発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。ただし、発注者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督しなければならない。

３　技術管理者は、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。

４　現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねることができる。

（業務の調査等）

第８条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（業務の内容の変更、中止等）

第９条　発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、委託単価又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面をもってこれを定める。

２　前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者受注者協議して書面をもって定める。

（履行期間の延長）

第１０条　受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者受注者協議して定めるものとする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第１１条　業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生に発注者の責めに帰すべき理由がある場合は、その過失の範囲内で発注者が負担するものとし、その額は発注者受注者協議して定める。

（検査及び引渡し）

第１２条　受注者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いを求め、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

３　発注者は、前項の検査に合格したときは、その旨を書面をもって受注者に通知しなければならない。

４　受注者は、第２項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合、前３項の規定を適用する。

５　受注者は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく成果品を発注者に引き渡さなければならない。

（委託金額の支払）

第１３条　受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者の指示する手続に従って委託金額の支払を請求するものとする。

２　発注者は、前項の請求があった日から30日以内に、受注者に委託金額を支払わなければならない。

３　受注者は、前項の場合において、当該月分の代金を取りまとめて請求することができる。

４　契約締結後、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、特段の変更手続きを行うことなく、契約金額に相当額を加減して支払うものとする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

（履行遅滞の場合の違約金）

第１４条　受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

２　前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、当該委託の数量に契約単価を乗じて得た金額に年度当初における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1

項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）で計算した額とする。ただし、計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を徴せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする（以下同じとする）。

３　発注者の責めに帰すべき理由により、前条の規定による委託金額の支払が遅れた場合は、受注者は、その遅延日数に応じ、未受領金額に基準率で計算した額の支払を発注者に請求することができる。

（設計図書引渡し後の設計変更）

第１５条　受注者は、設計図書（図面、設計書及び仕様書をいう。以下同じ。）を発注者に引渡した後においても、発注者から基本設計を変更しない範囲内において設計の変更を求められたときは、その求めに応じて設計図書を作成し、発注者の指定する日までに発注者に提出しなければならない。

ただし、発注者が、基本設計を変更した場合における当該変更に応じて必要な設計図書の作成については、その都度発注者受注者協議して書面で定める。

（発注者の解除権）

第１６条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第５条の規定に違反したとき。

(3) 前２号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時当該業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第１６条の２　次の各号の一に該当する場合においては、受注者は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の責務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　第1項の場合（前条第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第３条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（発注者の任意解除権）

第１７条　発注者は、業務が完了しない間は、第１６条に規定する場合のほか、必要があるときは契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者受注者協議して定める。

（受注者の解除権）

第１８条　受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

⑴ 第９条の規定により業務の内容を変更したため委託単価が３分の２以上減少したとき。

⑵ 第９条の規定による業務の中止の期間が履行期間の１０分の５以上に達したとき。

２　前条第２項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

（物価の変動に基づく契約単価の変更）

第１９条　発注者又は受注者は、履行期間内に予期することのできない異常な物価の変動により契約単価が著しく不適当となったと認めたときは、相手方に対して当該単価の変更を請求することができる。

２　前項の場合において、契約単価の変更額については、発注者受注者協議して定める。

（秘密の保持等）

第２０条　受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　受注者は、成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（定めのない事項等）

第２１条　この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者受注者とが協議して定めるものとする。